

# 基準排出量変更申請書の作成に関する説明会 (第1部 基準排出量の変更申請について)

## 説明の内容

第1部 基準排出量変更申請について(共通)

第2部 変更要件別の解説

- 設備変更(データセンター)
- 床面積・用途変更、熱供給事業所
- 設備変更(工場)

## 第1部 基準排出量変更申請について(共通)

1. 基準排出量変更の目的
2. 基準排出量変更申請の手順
3. 変更事象の確認
4. 変更要件の確認
5. 変更量の算定
6. 基準排出量変更申請の流れ

## 1. 基準排出量変更の目的

〈特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン(以下「算定GL」という。)p.118〉

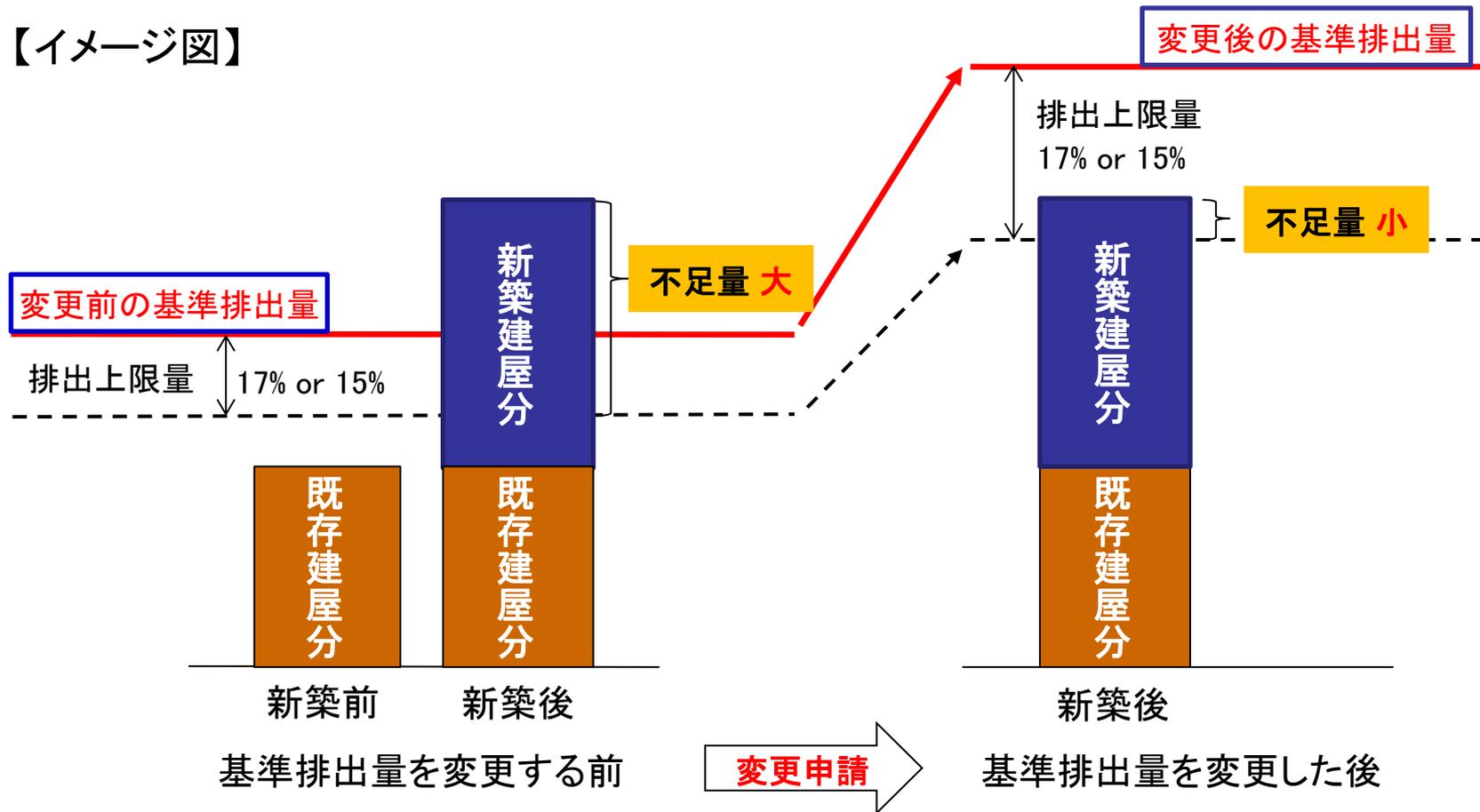
基準排出量の変更のしくみは、基準年度以降において事業所の用途、規模等に著しい変化があった場合に、従前の基準排出量を基に算定された量の排出削減を義務付けられるのでは、不合理(負担が大きい、又は、過大な利益を受ける。)であることから設けられたものである。

したがって、一定の条件を満たした場合に申請できるものではなく、一定の条件を満たした場合は必ず申請をしなければならぬしくみとなっている。

## 1. 基準排出量変更の目的

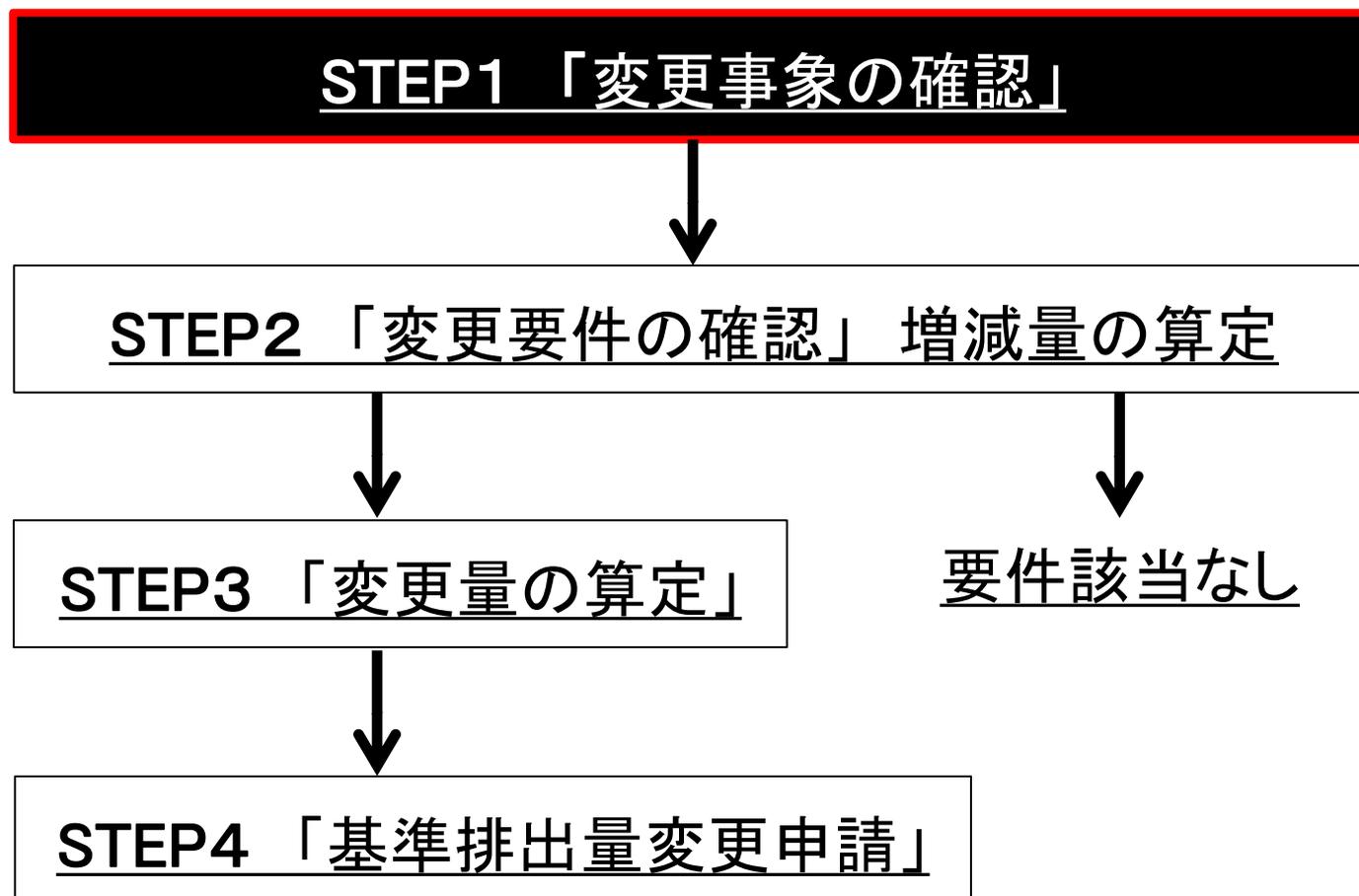
例) 建屋が1棟新築された場合

【イメージ図】



※減少(例:建屋解体)の場合も基準排出量変更の対象となる。

## 2. 基準排出量変更申請の手順



## 3. 変更事象の確認

STEP1

### ● 変更事象とは？

#### ア.熱供給事業所以外の事業所(算定GL p.118)

##### ①事業所の床面積の増減

例)建物の新築・解体 など

##### ②排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更

例)テナントの入替り(事務所→商業) など

##### ③事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減

例)生産設備の増減 サーバの増減(契約容量の増減)など

※1 設備は設置又は撤去工事を伴うものとし、可搬性のある設備は対象外

※2 テナントが保有するサーバの増減も変更対象

#### イ.熱供給事業所(算定GL p.119)

##### ④熱の種類ごとの供給先の事業所(住宅含む)の床面積の増減

例)熱の供給先の新規契約、供給先事業所の床面積の増減 など

## 3. 変更事象の確認

STEP1

〈基準排出量変更には該当しない場合の例〉(算定GL p.118)

- 施設や設備の変更を伴わない生産量の増減
- 営業時間や工場稼働時間の変更
- 空室率の増減
- 気温、気候の変化による排出量の増減

基準排出量変更申請は・・・

基準排出量と実績排出量にかい離がでたときに申請するものではない  
「状況の変更の程度が著しい場合」に申請するもの

## 3. 変更事象の確認

STEP1

### ● 変更事象の確認期間(算定GL p.120)

確認する変更事象の期間は、次の①又は②のいずれかを選択することができる。ただし、②を選択することができるのは第1計画期間から特定地球温暖化対策事業所となっている事業所に限る。

#### ①. 基準年度以降

基準年度開始月からの変更事象を  
全て確認する

(例: 基準年度が2002年度～2004年度の場合、2002年度以降を確認)

※ 既に基準排出量変更申請をしている場合、最後の変更申請時の「変更のあった年月」以降を確認する

#### ②. 2015年4月以降

2015年4月からの変更事象を  
全て確認する

※ 第1計画期間から特定地球温暖化対策事業所となっている事業所に限定

※ 既に基準排出量変更申請をしている場合であっても、上記期間を選択できる

第1計画期間は「①」のみでしたが、第2計画期間から「②」も選択可能になりました。

## 3. 変更事象の確認

STEP1

例) 2004年度から3年ごとに1,000m<sup>2</sup>の事務所を増築している場合

	2004年度	2007年度	2010年度	2013年度	2016年度
		事象①	事象②	事象③	事象④
増加面積		1,000m <sup>2</sup>	1,000m <sup>2</sup>	1,000m <sup>2</sup>	1,000m <sup>2</sup>
床面積合計	10,000m <sup>2</sup>	11,000m <sup>2</sup>	12,000m <sup>2</sup>	13,000m <sup>2</sup>	14,000m <sup>2</sup>

### ①. 基準年度以降

事象①～事象④ (4,000m<sup>2</sup>の増加)を変更対象とする。

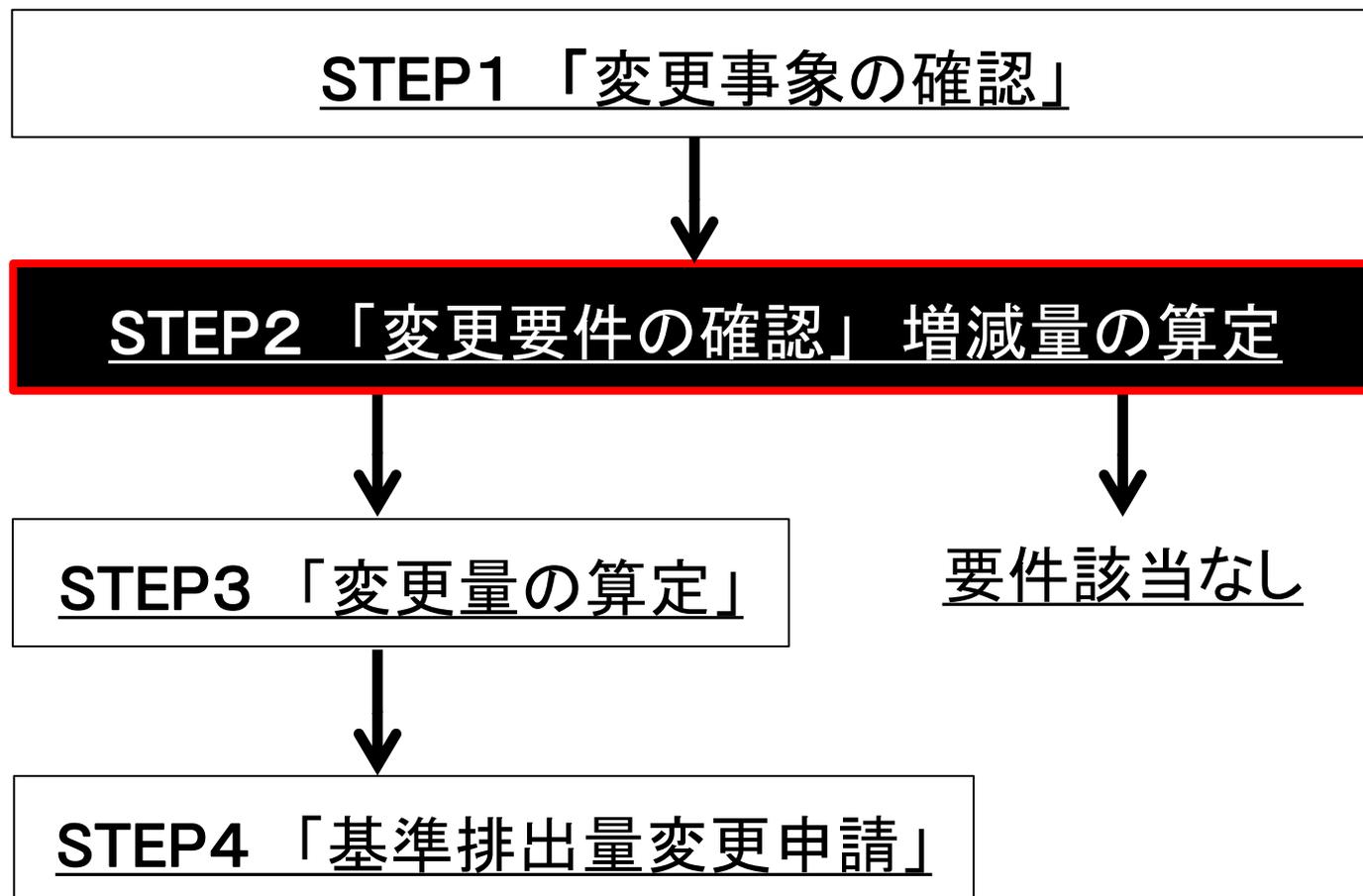
※基準排出量変更申請を既に行っている場合、最後の申請以降の変更事象を確認する

### ②. 2015年4月以降

事象④ (1,000m<sup>2</sup>の増加)のみを変更対象とする。

※基準排出量変更申請を既に行っている場合も同様とする

## 4. 変更要件の確認



## 4. 変更要件の確認

STEP2

### ●増減量の算定方法(詳細は2部で説明)

- ①床面積の増減  
②用途変更  
③設備の増減
- 変更部分における排出量の増減量の合計※1
- ≥ 基準排出量の6%
- ④熱供給事業所 熱の種類ごとの供給先床面積の増減量の合計
- ≥ 基準年度又は  
変更年度※2における  
供給先の床面積の6%

※1

- ・変更要件の確認において、「床面積の増減」と「用途変更」については、都の定める指標(用途区分ごとの排出標準原単位)を用いて算定する。
- ・「設備の増減」については、その事業所の状況変更に応じて、適切と認められる方法により算定する。

※2

- ・「2015年4月以降」を選択した場合は、「2015年3月末日の床面積」を基準とする又は前回の基準変更申請時の「変更後の床面積」を基準とする。

## 4. 変更要件の確認

STEP2

### ●用途区分ごとの排出標準原単位 (算定GL p.112)

用途区分	排出活動指標 [単位]	排出標準原単位		
		第1計画期間	第2計画期間	[単位]
事務所	床面積[m <sup>2</sup> ]	85	100	[kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> ・年]
事務所(官公庁の庁舎)	床面積[m <sup>2</sup> ]	60	75	[kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> ・年]
情報通信	床面積[m <sup>2</sup> ]	320	380 ※(データセンター610)	[kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> ・年]
放送局	床面積[m <sup>2</sup> ]	215	260	[kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> ・年]
商業	床面積[m <sup>2</sup> ]	130	160 ※(食品関係 225)	[kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> ・年]
宿泊	床面積[m <sup>2</sup> ]	150	180	[kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> ・年]
教育	床面積[m <sup>2</sup> ]	50	60 ※(理系大学等 95)	[kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> ・年]
医療	床面積[m <sup>2</sup> ]	150	185	[kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> ・年]
文化	床面積[m <sup>2</sup> ]	75	90	[kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> ・年]
物流	床面積[m <sup>2</sup> ]	50	55 ※(冷蔵倉庫等 90)	[kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> ・年]
駐車場	床面積[m <sup>2</sup> ]	20	25	[kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> ・年]
工場その他上記以外	床面積[m <sup>2</sup> ]		-	

※該当要件については、算定GL p.112を参照

## 4. 変更要件の確認

STEP2

例) 2004年度から3年ごとに1,000㎡の事務所を増築している場合

	2004年度	2007年度	2010年度	2013年度	2016年度
		事象①	事象②	事象③	事象④
増加面積		1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡
床面積合計	10,000㎡	11,000㎡	12,000㎡	13,000㎡	14,000㎡
増減量		100t	100t	100t	100t

基準排出量: 6,000t

増減量:  $1,000\text{㎡} \times 100\text{kg}/\text{㎡} \cdot \text{年}(\text{事務所}) \div 1,000 = 100\text{t}$

### ①. 基準年度以降

事象①～事象④ (4,000㎡の増加) を変更対象とする。

要件確認:  $400\text{t} \div 6,000\text{t} = 6.6\% \geq 6\%$  (基準排出量変更申請に**該当**)

### ②. 2015年4月以降

事象④ (1,000㎡の増加) のみを変更対象とする。

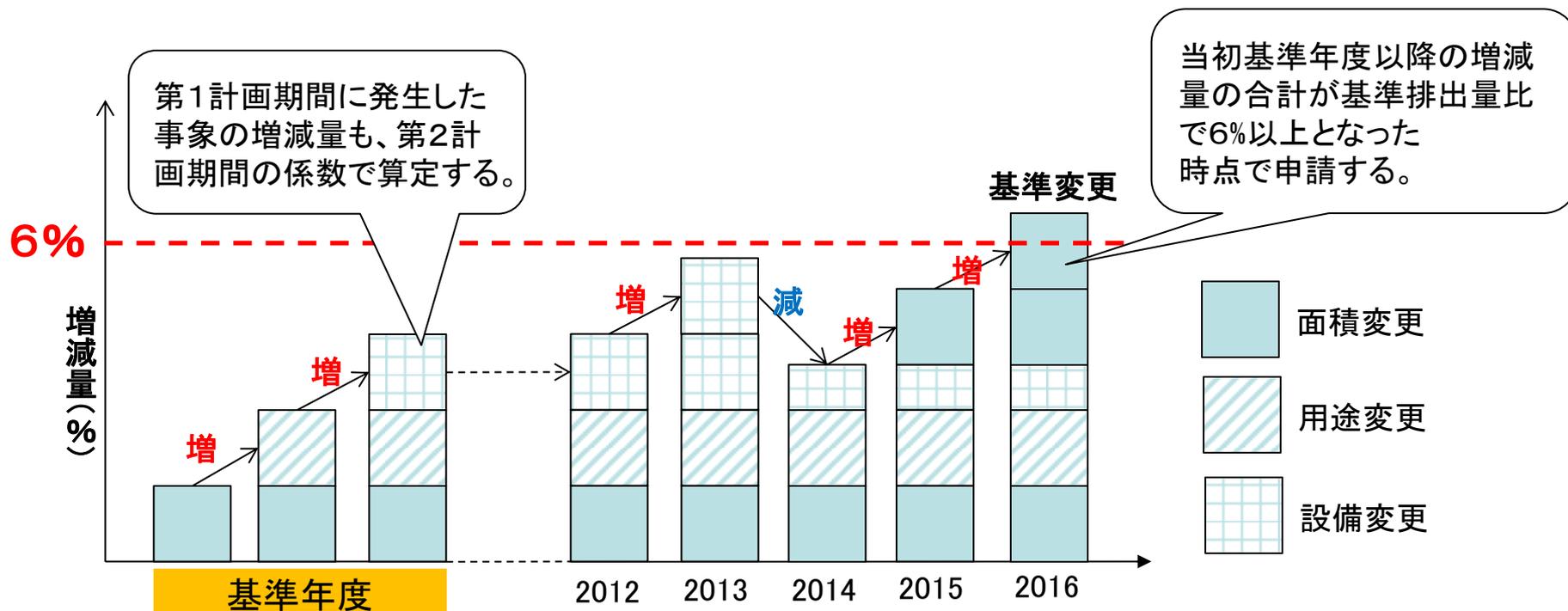
要件確認:  $100\text{t} \div 6,000\text{t} = 1.6\% < 6\%$  (基準排出量変更申請に**非該当**)

※①②どちらを選択するかは任意となります。

## 4. 変更要件の確認

STEP2

### ●増減量の積み上げイメージ(①基準年度以降の場合)



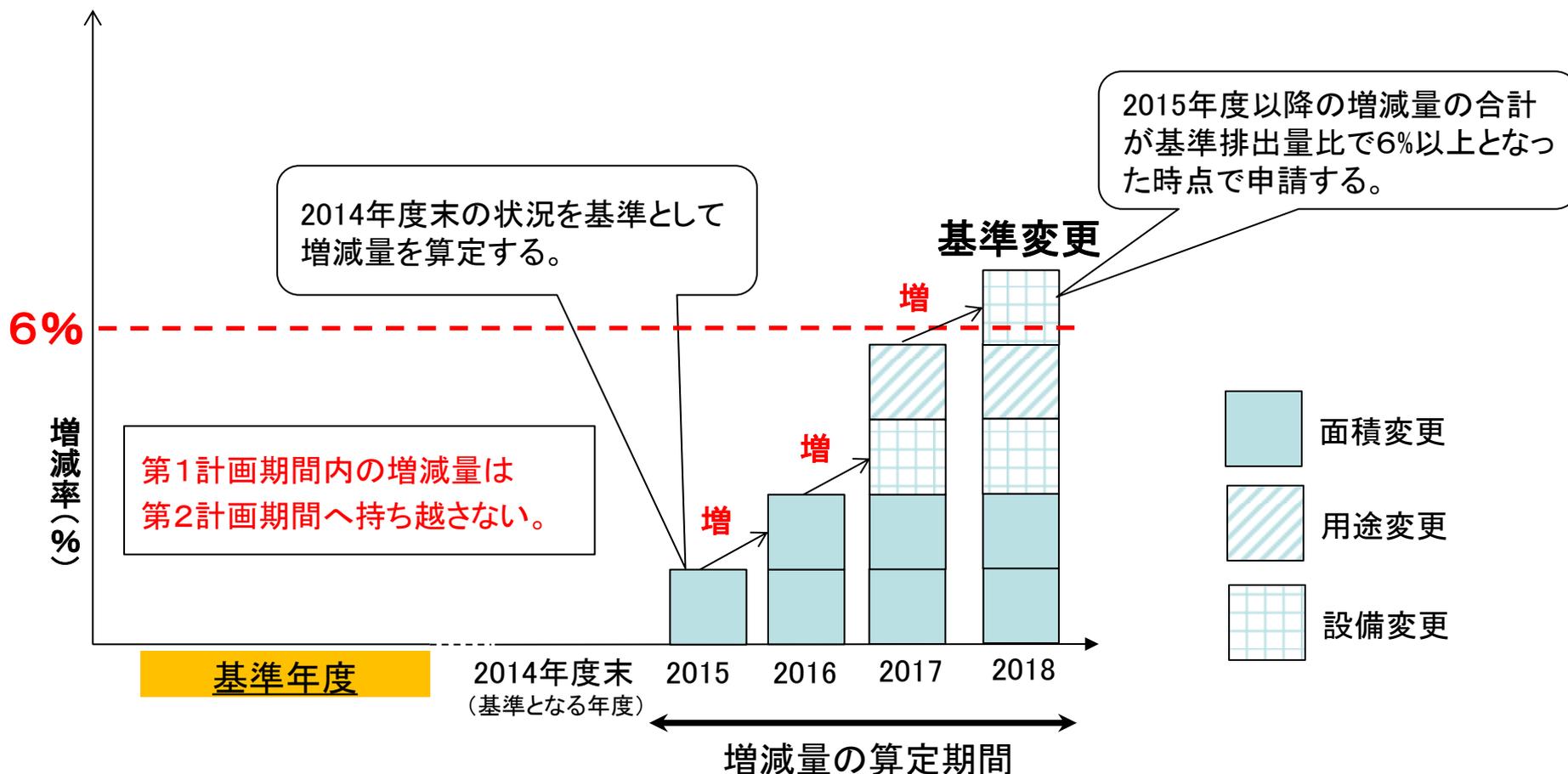
#### 【留意点】

- ①増減量は「累積」で判断します。→1回の変更事象のみで要件判断しません。
- ②増減量は「全ての変更事象」を対象とします。→1種類の変更事象のみで判断しません。
- ③発生時期が早い順に増減量を累積します。→直近の変更事象のみで判断しません。
- ④各年度末時点で要件該当(6%)の可否を判断します。

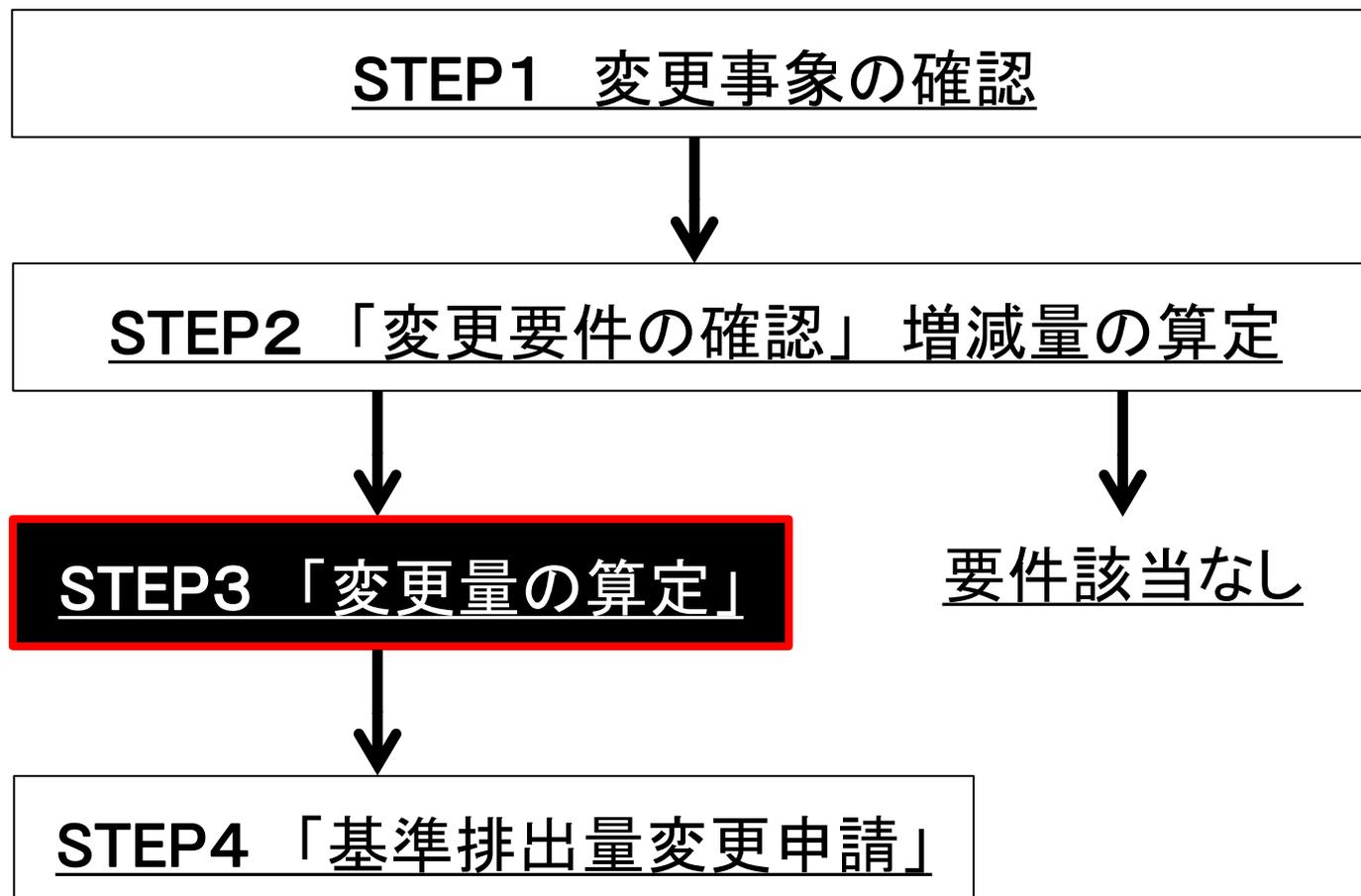
## 4. 変更要件の確認

STEP2

### ●増減量の積み上げイメージ(②2015年4月以降の場合)



## 5. 変更量の算定



## 5. 変更量の算定

STEP3

### ● 変更後の基準排出量の算定方法

変更後の基準排出量 = 変更前の基準排出量 ± **変更量**

### ● 変更量の算定方法(詳細は2部で説明)

変更量<sup>※1</sup>は次のいずれかの方法により算定する。  
(**検証機関による検証は不要**)

- ① 事業所の過去の排出量実績を用いた算定
- ② 排出標準原単位(t-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>・年)を用いた算定
- ③ 全部又は一部の実測値を用いた算定<sup>※2</sup>

**※1 「変更要件の確認時に算定した増減量」と「基準排出量の変更量」は必ずしも等しくない。**

※2 ③の方法において、平成22年7月以降の実績値を用いる場合は「運用管理基準の適合認定ガイドライン」(以下「運用管理GL」という。)に定める基準に適合する場合に限る。

## 5. 変更量の算定

STEP3

例) 2004年度から3年ごとに1,000㎡の事務所を増築している場合

	2004年度	2007年度	2010年度	2013年度	2016年度
		事象①	事象②	事象③	事象④
増加面積		1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡
床面積合計	10,000㎡	11,000㎡	12,000㎡	13,000㎡	14,000㎡
増減量		100t	100t	100t	100t
変更量(原単位)		100t	100t	100t	100t
変更量(実測)※		120t	120t	120t	120t

基準排出量: 6,000t

### ①. 基準年度以降

事象①～事象④ (4,000㎡の増加) を変更対象とする。

要件確認:  $400 \text{ t} \div 6,000 \text{ t} = 6.6\% \geq 6\%$  (基準排出量変更申請に**該当**)

変更量(原単位) : 400 t

変更量(実測) ※ : 480 t

> 変更量は有利な方を選択できます。

※ただし、実測算定は運用管理GLに定める基準に適合する場合に限る。

## 5. 変更量の算定

STEP3

### ● 変更年度の基準排出量

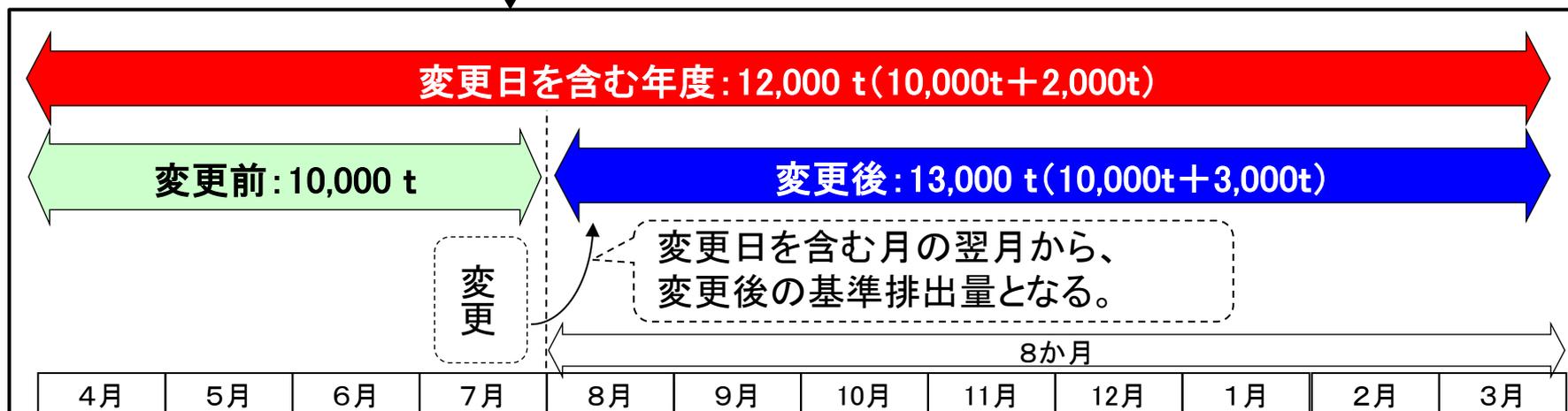
- ・ 変更日を含む年度は、月を単位として、変更日を含む月の翌月から年度末までの基準排出量が変更の対象となる。
- ・ 変更日を含む年度における変更量は1年分の変更量を「変更日を含む月の翌月から3月までの月数／12」倍した値となる。

例) 7月に+3,000tの変更があった場合の変更量

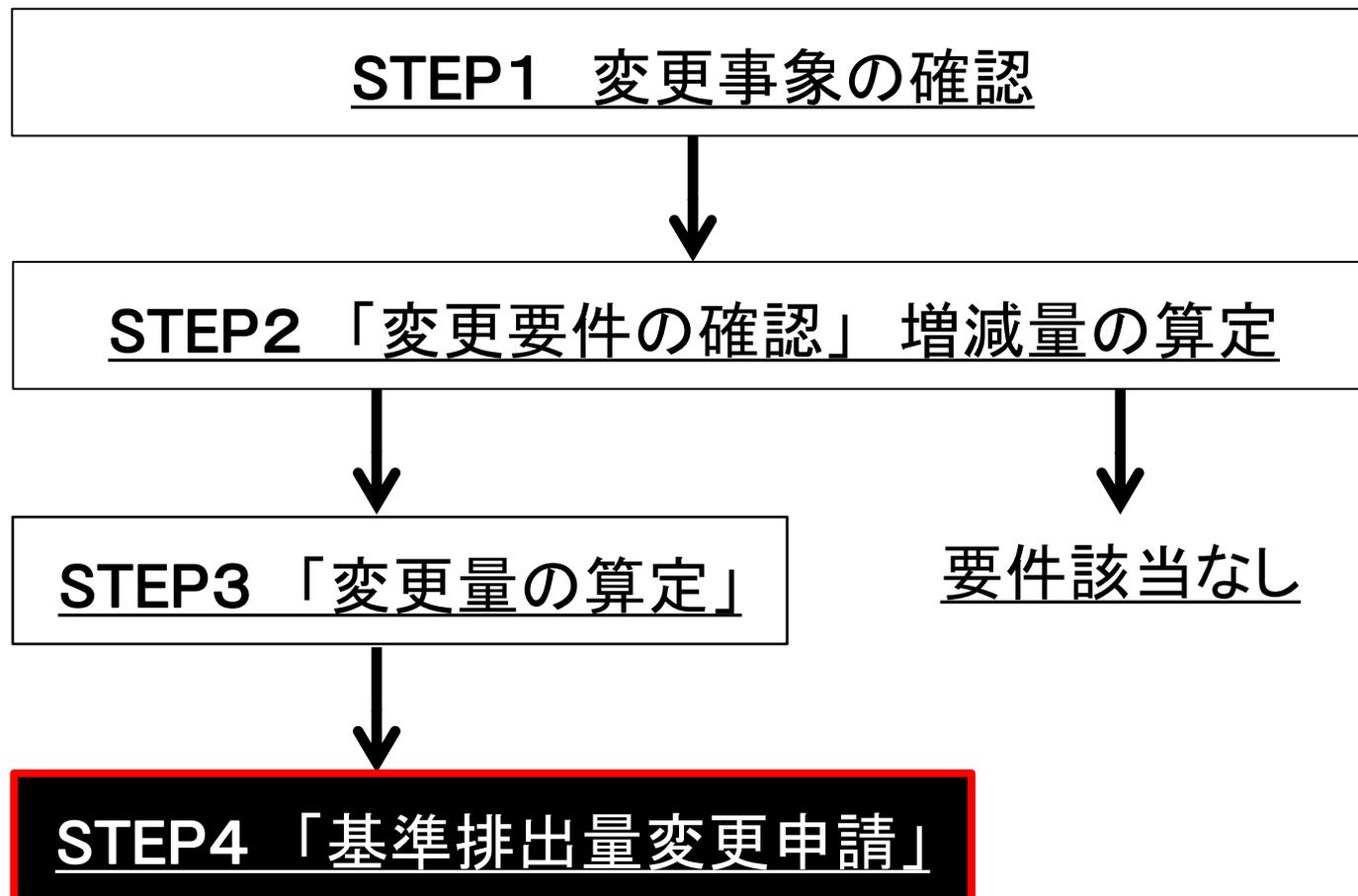
$$3,000\text{t} \times (8\text{か月} / 12\text{か月}) = 2,000\text{t}$$

例)

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
10,000 t	12,000 t	13,000 t	13,000 t	13,000 t

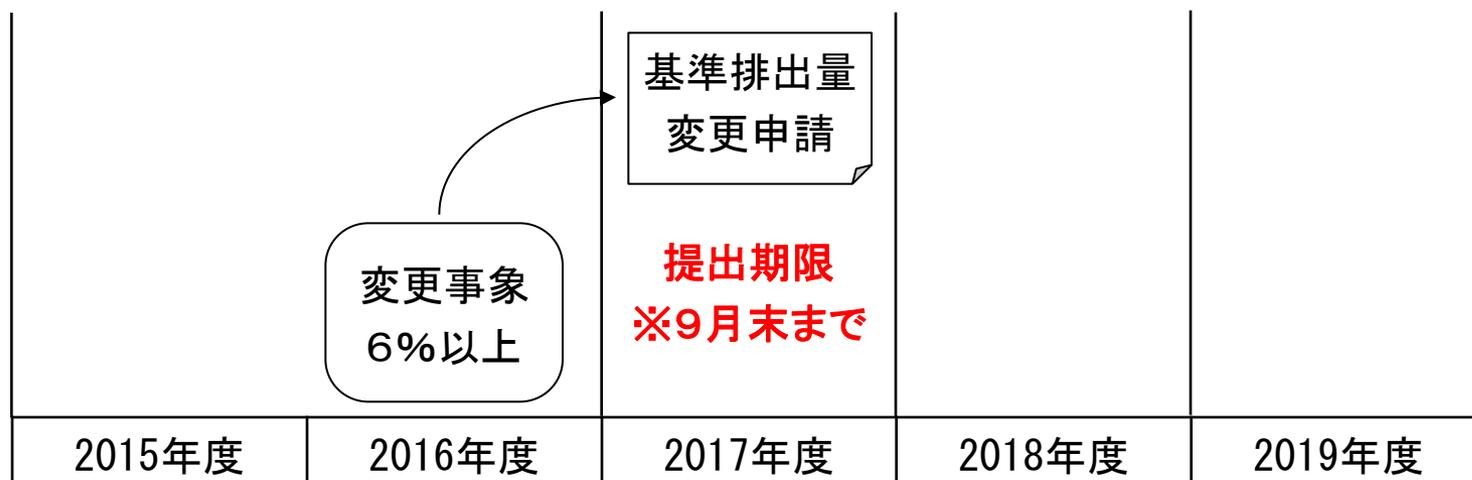


## 6. 基準排出量変更申請の流れ



## 6. 基準排出量変更申請の流れ STEP4

- 基準排出量の変更手続は、変更の要件に該当する事象の生じた年度の翌年度の9月末までに、基準排出量変更申請書に基準排出量変更算定書、変更の要件を満たすこと及び変更量の根拠となる資料を添えて提出しなければならない。  
(**検証機関による検証は不要である。**)



## 6. 基準排出量変更申請の流れ STEP4

- 提出書類

- 基準排出量変更申請書(押印書面)
- 基準排出量変更算定書
- 算定根拠
- 運用管理報告書(該当する場合のみ)

- 運用管理報告書の注意点

① 次の条件”全て”に該当する場合のみ提出

- ・ 実測値を使用して変更量を算定する
- ・ 変更量が「正(プラス)」

② 検証機関による検証は不要

③ トップレベル、準トップレベル事業所の場合「運用管理報告免除申請書」を提出することで不要となる

## 参考資料

- 各種提出書類等

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/documents/index.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/index.html)

- 各種ガイドライン等

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/rules.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/rules.html)

## お問合せ先

東京都環境局 地球環境エネルギー一部 総量削減課

「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

〒163-8001

新宿区西新宿二丁目8番1号都庁第二本庁舎16階北側

窓口時間: 9:00~17:45

電話 : 03-5388-3438

FAX : 03-5388-1380

メール : [ondanka31@ml.metro.tokyo.jp](mailto:ondanka31@ml.metro.tokyo.jp)